



# 海外建設プロジェクトと EPA/投資協定

---

2011年10月17日月曜日

海外建設協会・平成23年度第6回月例セミナー  
「ビジネス環境の整備、紛争の解決について  
～投資協定や貿易保険の活用」

弁護士 井口直樹

[naoki.iguchi@amt-law.com](mailto:naoki.iguchi@amt-law.com)

+81.3.6888.1089



# 目次

---

- 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組
  - Dispute Adjudication Board(DB)
  - 国際商事仲裁
  - 国際商事調停
- EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用
  - 「国」「公共」がEmployerのプロジェクト
  - 投資財産性(investment)
  - 投資協定上の投資受入国の義務
  - 投資家・受入国紛争解決手続
- 投資協定仲裁の実際
  - 建設プロジェクト案件の実例
  - ICSID仲裁手続の特徴/費用・時間・回収可能性
- これからの戦略



---

# 海外建設プロジェクト 紛争解決の仕組



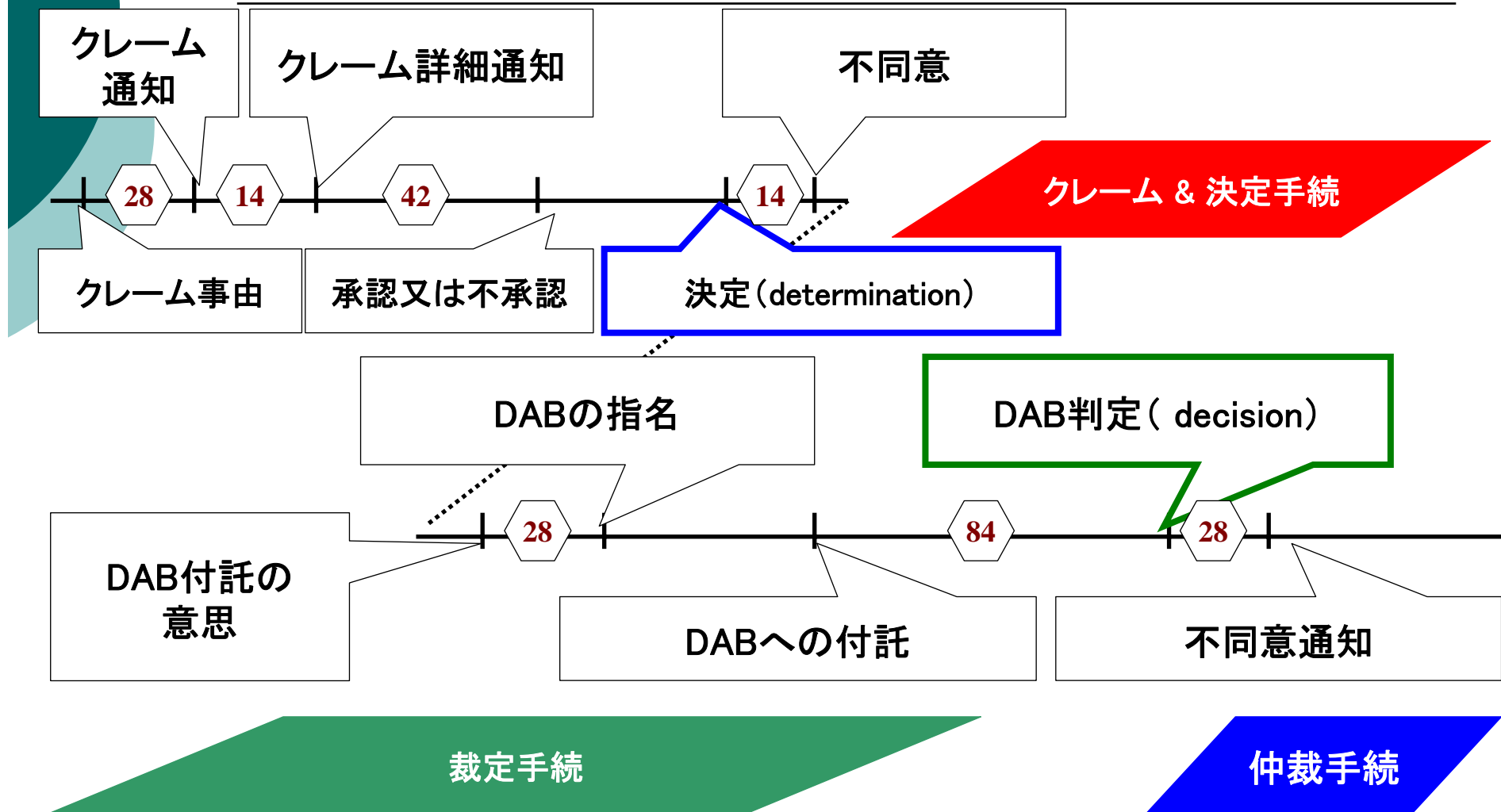
# 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(1)

## —Dispute Adjudication Board(DAB)

---

- Dispute Adjudication Board (DAB)
  - FIDIC特有／紛争(深刻化)回避／中立判断
  - Red/MDB/Yellow/Gold(O) 常置; Silver/Gold(DB) アドホック
- DABの特徴
  - Engineerに代わる公平中立第三者
  - 定期的訪問(site visit)による工事概況把握
  - 形式にとらわれないcommunicationによる問題把握
  - 早期の決定による紛争(深刻化)回避
- 誰をDABメンバーに選任するか
  - FIDIC President List/National List
    - ドイツ/ハンガリー/フィリピン/ポーランド/ルーマニア/南アフリカ/UK/日本
  - 技術者を選任することの必要性・デメリット
  - 法律家を選任することの必要性・デメリット・留意点
  - 「仲裁回避」という本来の目的を考えよ

# 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(2) ークレームからDAB、DABから国際仲裁へ





## 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(3) —DAB決定の効力・執行?

---


- MDB20.4(紛争委員会の裁定の取得) para 7
  - DBが紛争事項に関して当事者双方に裁定を下し、裁定の受領後28日以内に両当事者のいずれからも不服申立ての通知がない場合には、その裁定は当事者双方にとって最終的なものであり、且つ、拘束力を持つものとする。
    - 「最終的(final)」? 「拘束力(binding)」?
    - 第三者であるDBの判断により当事者の権利義務内容が決定されると理解される
    - そのまま執行できるか?
    - そのまま執行できる(“immediately enforced”)とPCで書いておけばどうか?
- MDB20.7(紛争委員会の裁定の不履行)
  - 当事者の一方が、最終的且つ拘束力を持つDBの裁定に従わない場合、他方の当事者は、その有する他の権利に何ら影響を与えることなく、副条項20.6[仲裁]によりその不履行を仲裁に付託することができる。副条項20.4[紛争委員会の裁定の取得]及び副条項20.5[和解]は、この付託には適用されないものとする。
    - 一体どのような仲裁を提起すればよいのか?
    - 仲裁廷はどんな仲裁判断を書けばよいのか?



## 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(4) —最近のSingapore最高裁判例

---

- CRW Joint Operation v PT Persusahaan Gas Negara (Pereso) TBK [2011] SGCA 33(13 July 2011)
  - FIDIC/1999Red、インドネシア・ガスパイプライン案件、variation関連紛争
  - DAB決定(CRW勝訴)→PGN不同意通知→ICC仲裁(CRWは、DAB決定勝訴額の即時支払のみを仲裁に付託)→CRW勝訴→PGN仲裁判断取消申立て(Singapore高裁でPGN勝訴、最高裁でも勝訴)
- Singapore最高裁の論理
  - 1999Red/SC20.6に基づく仲裁は、“fresh” arbitration/フルな審理
  - ICC仲裁廷が、DAB決定の適否のみ判断したのは(PGNの別途仲裁申立権を認めていたとしても)、natural justice(適正さ)に反する等
- 評価
  - 一部の弁護士は鋭く反発 “binding”ではないか！
  - しかし、finalでないものをそのまま是認するだけというのはおかしい？
  - Red/SC20.7に基づく仲裁についても、注意は必要



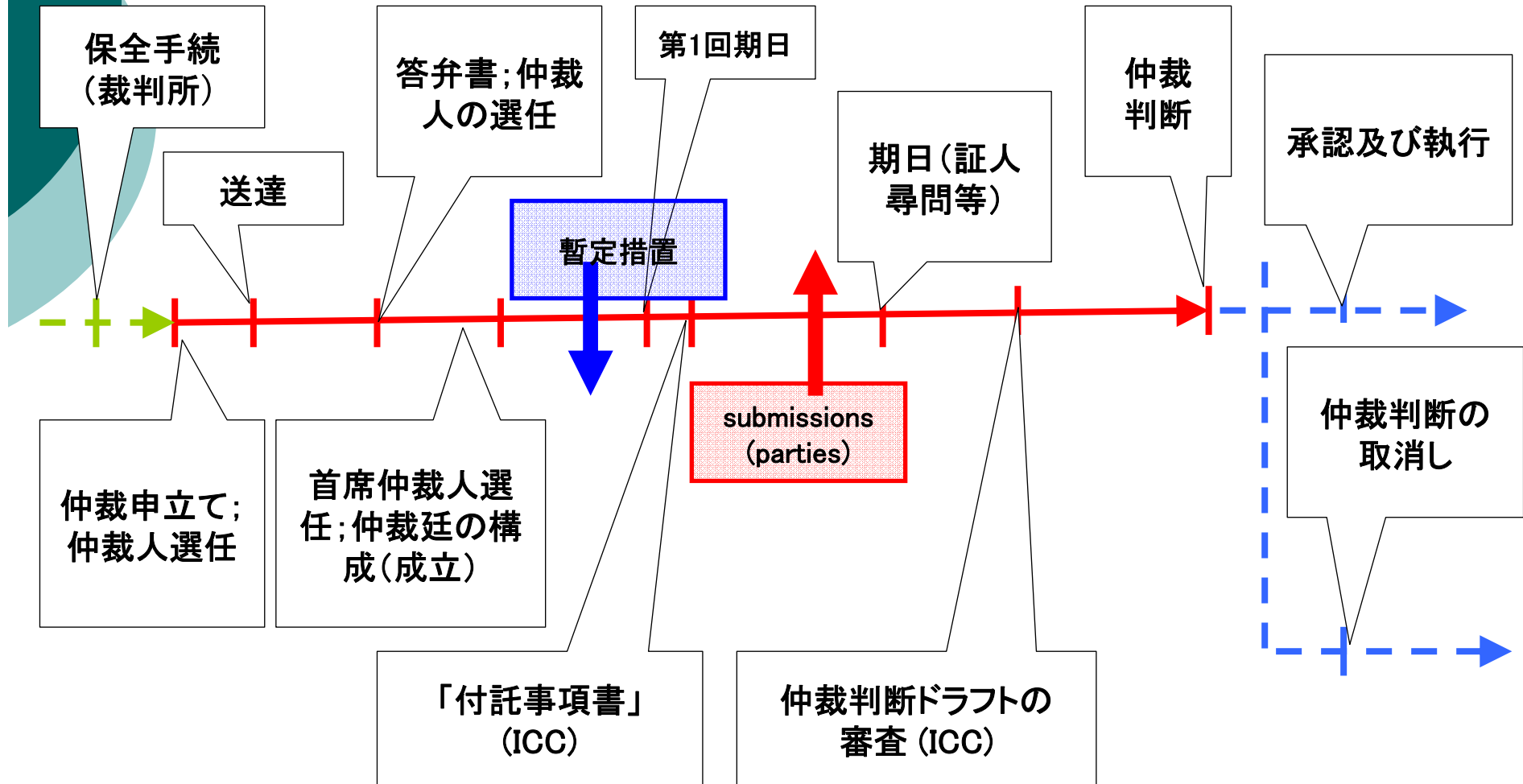
# 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(5)

## 一結局DABのメリットは?

---

- 執行力
  - FIDICで”binding”としているだけで、本当に執行できるか?
    - NY条約5条(1)(e) ”[T]he award has not yet become binding, on the parties, or has been set aside or suspended by a competent authority of the country in which, or under law of which that award was made.”
    - 日本仲裁法25条2項(7)「仲裁地が属する国(カッコ内省略)の法令によれば、仲裁判断が確定しないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。」
  - “interim measures”(暫定措置) ≠ ”interim award”(暫定仲裁判断)
  - 2006年UNCITRALモデル法で、”Chapter IV A. Interim measures and preliminary orders”が充実、仲裁廷による暫定措置の執行を認める規定を導入
    - しかし、日本を含め、未導入
  - 2011年ICC Rules:Emergency Arbitrator Rules
- ではDABのメリットはあるのか?

# 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(6) —国際仲裁手続(ICCの場合)





## 海外建設プロジェクト・紛争解決の仕組(7) —国際調停(mediation)?


---

- 各仲裁機関の調停規則/アドホック調停等
  - ICC:ADR Rules, Expertise Rules, Dispute Board Rules
  - UNCITRAL: 1980 UNCITRAL Conciliation Rules
  - FIDIC DAB(DB)は、一種のアドホック「調停」?
- デメリット
  - 相手方が調停案に同意しなければ不成立→「出口」なし
  - NY条約に相当するものがない→海外での執行力の保証なし
  - 厳格な手続ルール未成熟→各仲裁機関がルール形成に努力中
- メリット?
  - 弁護士抜きでの交渉よりは生産的かもしれない・・・
  - もし**相当**の譲歩を決めているなら、相手方の「面子」を立てる?
  - どうやって面子抜きの「技術的(建設技術のみならず、物価指数等の財政会計的な問題も含む。)」に収斂させられるか
  - 「出口」を確保して前進→仲裁の現実的準備なくして、有効な調停はまれ



---

# EPA/投資協定の 海外建設プロジェクトへの適用



---

## EPA/投資協定の 海外建設プロジェクトへの適用

日本の建設企業の多くが抱える  
新興国、特に「公共工事」施主への対処法



# EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用(1)

## 一投資財産性(investment)

---

- 2011年日印CEPA
- 3条 一般的定義
  - (i)「投資財産」とは、投資家により所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。
    - (i) 企業及び企業の支店
    - (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)
    - (iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権(その貸付債権から派生する権利を含む。)
    - (iv) 契約に基づく権利(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。)
    - (v) 金銭又は金銭的価値を有する契約に基づく給付を請求する権利
    - (vi) 知的財産(注記省略)
    - (vii) のれん
    - (viii) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可)
    - (ix) 動産及び土地を含む不動産に係る他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わない。)並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権



## EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用(2) —投資財産性(investment) (cont'd)

---

- 2003年日越投資協定
- 1条
  - (i)「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。
    - (i) 企業(営利目的であるかないか、また、民間が所有し若しくは支配しているか又は政府が所有し若しくは支配しているかを問わず、一方の締約国の関係法令に基づいて設立され又は組織される法人その他の団体をいい、会社、社団、信託、組合、個人企業、視点、合併企業、協会及び組織を含む。)
    - (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そこから派生する権利を含む。)
    - (iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権(そこから派生する権利を含む。)
    - (iv) 完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づく権利
    - (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
    - (vi) 商標、意匠、集積回路の回路配置、著作権、特許、営業用の名称、原産地表示又は原産地名称及び開示されていない情報を含む知的財産及び知的財産権
    - (vii) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
    - (viii) 有体であるか無体であるかを問わず他の全ての資産及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

## EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用(3) 一投資財産性(investment) (cont'd)

- 2004年11月9日(管轄)/Salini Costruttori S.p.A. and Italstrade S.p.A. v. Morocco(ICSID Case No. ARB/02/13) (Italy/Jordan BIT)
  - イタリアの土木建設企業Salini社がモロッコ高速道路公団との道路建設契約を締結した案件で、契約解除によりSalini社が損害を被ったとして投資仲裁を申し立てた事件。
- "The doctrine generally considers that investment infers[1]: contributions, a certain duration of performance of the contract and a participation in the risk of the transaction (cf. commentary by E. Gaillard, cited above, p. 292). In reading the Convention's preamble, one may add the contribution to the economic development of the host State of the investment as an additional condition." (下線は報告者による)
- 「この原則においては、投資とは、一般的には、拠出行為であって、一定の契約実施期間を有し、当該取引におけるリスクを引き受けている(カッコ内翻訳省略)、というものである。条約の前文を読むと、投資については、投資受入国の経済発展に対する寄与というのを付加的条件することもできる。」
  - 仲裁廷は、(a)ICSID仲裁手続において仲裁廷が管轄権を有するためには、ICSID条約(25条)上の「投資」に該当する必要がある、(b)そのためには[a]contribution、[b]ある程度の契約実施期間 [c]取引上のリスク負担、及び[d]受入国の経済発展への貢献が考慮されるとした。
  - 仲裁判断が、「infer」という動詞を使っていることから、厳格な定義という趣旨ではないかもしれない。追加的条件とされている部分も、助動詞"may"が使われている。ただ、投資という文言・概念が一般に有している意味としては、Salini(モロッコ)事件の説明は合理的で、また、追加的条件の部分もそれほど厳しい限定とも思われないことから、一般には広く受け容れられているとよい。



## EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用(4) 一投資協定上の義務

---

- 投資協定上の「投資受入国」の義務(例、日越協定)
- 最恵国待遇・内国民待遇(3条)
- 特定措置履行請求の禁止(4条)
  - 但し、例外措置はある(5条・6条)
- 法令・手続等の透明性確保(7条)
  - FIDICのEmployerの義務(SC1.13条(a)より広い)
- 公正衡平待遇(fair & equitable treatment)(9条1項)
  - 投資協定仲裁で最も多く使われる、**投資法の「一般規定」**
  - 裁判所による「正義の否定(denial of justice)」も含まれる
- 収用の制限・補償(9条2項以下)
- 争乱損害の補償(10条)
  - FIDICの不可抗力(19条)の場合も補償の対象の可能性
- 約束遵守 N/A
- 資金移転自由(12条)
- その他、裁判を受ける権利(日印CEPA88条)等

# EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用(5)

## 一投資家・受入国紛争解決手続

---

- 日越協定14条
- 1項:この条の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。
- 3項:いずれか選択制
  - ICSID仲裁(1965年ワシントン条約)
  - UNCITRAL仲裁規則による仲裁(アドホック)
- 4項:投資紛争の当事者である締約国は、当該投資紛争をこの条の規定に従って3に定める国際的な調停又は仲裁に付託することに同意を与える。
- 5項:仲裁決定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている区域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従って執行される。
- 6項:いずれか一方の締約国の投資家は、投資紛争に関し、他方の締約国の区域内において司法的若しくは行政的解決を求めている場合若しくは事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続に従った仲裁による決定を求めている場合又は当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。  
**(bifurcation:2者択一)**

# EPA/投資協定の建設プロジェクトへの適用(6) —投資家・受入国紛争解決手続(cont'd)

- 日印 ● 2010日印CEPA96条の場合
- 1項 投資家協定
- 2項 6項: 紛争投資家が、司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において投資紛争の解決のための手続を開始している場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を4に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することができない。ただし、当該手続の開始の日から30日以内に当該手続を取り下げる場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を当該国際的な調停又は仲裁に付託することができる。
- 3項
- 4項 従った
- 5項 仲裁
- 6項: 10項: 6の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払又は投資紛争の実質的な解決を伴わないものに限る。)を申立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。
- 6項: いずれか一方の締約国の投資家は、投資紛争に関し、他方の締約国の区域内において司法的若しくは行政的解決を求めている場合若しくは事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続に従った仲裁による決定を求めている場合又は当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。  
(bifurcation: 2者択一)



---

# 投資協定仲裁の実際



# 投資協定仲裁の実際(1)

## —多くの建設プロジェクト関連案件

---

- 2006年10月2日/ADC Affiliate Limited and ADC & ADMC Management Limited v. Republic of Hungary (ICSID No. ARB/03/16)(キプロス/ハンガリー)
  - 空港拡張工事及び運営契約を締結したキプロス法人ADC社らがハンガリーに設立した現地法人が、工事終了後に空港運営も行うスキームであったが、ハンガリー政府の政策変更により契約は無効とされ、運営業務も強制的に政府の指定する別法人に引き継がされ、ADC社は配当や管理料等の支払を拒絶された。収用肯定、約760万ドル請求認容。
- 2007年1月19日/PSEG Global Inc. and Konya Ilgin Elektrik Uretim ve Ticaret Limited Sirketi v. Republic of Turkey (ICSID No. ARB/02/5)(米国/トルコ)
  - トルコ側が政策変更により契約解除。プロジェクトの中核をなす発電所工事は未着手だったが、フィージビリティスタディは実行済みだったことを考慮して、約900万ドル請求認容。弁護士報酬込みの総コスト約2000万ドルのうち、トルコが65%負担。
- 2008年2月6日/Desert Line Projects LLC v. Yemen (ICSID No. ARB/05/17)(オマーン/イエメン)
  - 道路建設契約を締結したオマーンの建設企業Desert Line Projects社は、工事作業量を巡った紛争が生じ、一旦は商事仲裁により仲裁判断がなされた(約1億800万ドルの請求認容)事件である。ところが、イエメンはイエメン裁判所に当該仲裁判断の取り消しの訴えを提起し、その手続中に一応和解(請求認容額の約半額の支払)が成立した。にもかかわらず、支払額を減額する和解合意を締結した。DLP社は政府から部分的な支払いを受けた後、和解合意は強制によるものであったとして、損害賠償約YR35億請求認容。
- 2008年7月24日/Biwater Gauff(Tanzania) Limited v. United Republic of Tanzania (ICSID No. ARB/05/22)(UK/タンザニア)
  - 上下水道施設の運営受注契約につき、タンザニア側が契約解除等を主張、仲裁廷はタンザニアのBIT違反を認めたが、収用の損害については、投資家側の不十分な経営にあったとして損害賠償請求は棄却。費用は均等負担。

## 投資協定仲裁の実際(2)

### —多くの建設プロジェクト関連案件(cont'd)

---

- 2008年11月3日(管轄)/Societe Generale v. Dominican Republic (LCIA Case No. UN7927) (フランス/ドミニカ)
  - 電力事業を間接的に保有していた事案、tax heavenを利用した複雑な投資ストラクチャーだったが、投資財産性・投資家資格を肯定。
- 2008年11月12日/LESIS ASTALDI S.p.A. v Algerie (ICSID ARB/05/3)
  - アルジェリア国家ダム機関からアルジェリアでのダム建設工事を落札し、同機関とダム建設に関する契約を締結、契約解除(契約上の利益の収奪)が間接收用に該当しうるとしたが、本件解除については適法と判断。
- 2009年6月30日/Saipem S.p.A. v Bangladesh(ICSID ARB/05/7)
  - 北東バングラデシュ地域に天然ガスを供給するパイプライン建設契約、プロジェクトが著しく遅延したことから、工事延長に伴う賠償金を巡るICC仲裁で投資家側が勝訴。バングラデシュ国内裁判所は、仲裁権限取消判決・仲裁判断不存在確認判決等による介入行為を行った。ICSID仲裁は間接收用と認定。
- 2009年8月27日/Bayindir Insaat Turizm Ticaret ve Sanayi A.S. v. Pakistan (ICSID No. ARB/03/29)(パキスタン/トルコ)
  - 自動車道路建設等のインフラ整備を手がけるトルコ法人)・パキスタン公社間の高速道路建設に係る契約を、パキスタン側が複数の工期延長を理由に解除した事件で、本件における国道公団による解除は、プロジェクトの遅れ等を理由とするもので、契約上の権利の範囲内であるとして、請求棄却。

## 投資協定仲裁の実際(3)

### —多くの建設プロジェクト関連案件(cont'd)

---

- 2009年9月17日(管轄)/Toto Costruzioni Generali S.p.A. v. Republic of Lebanon (ICSID No. ARB/07/12)(イタリア/レバノン)
  - 高速道路の建設を請け負う契約を締結したが、被申立国、CEGP及びその承継機関CDRが、申立人に対して適切な措置を講じるのを拒み多くの問題を作り出したので、高速道路の建設に大きな損害が生じ、申立人グループの評価を損なったとして、被申立国に対し、条約違反に基づく損害やmoral prejudiceによる支払請求。管轄肯定。
- 2010年5月18日/ATA Construction, Industrial and Trading Company v. the Hashemite Kingdom of Jordan (ICSID No. ARB/(AF)/08/2)(トルコ/ヨルダン)
  - 堤防工事事故の損害賠償請求について、投資家に有利な判断をしたICC仲裁を、ヨルダン法に反するとしてヨルダン裁判所が取消し、かつ原仲裁合意を無効としたが、仲裁廷は「仲裁を受ける権利」の侵害による投資協定違反を認めて原状回復命令。
- 2011年8月31日/Chevron Corporation and Texaco Petroleum Corporation v. Republic of Ecuador, (UNCITRAL PCA No. 34877)(米国/エクアドル)
  - 石油採掘に関するコンセッション契約を締結し、さらに1977年にそれを補完する契約を締結した米国企業Chevron社の完全子会社Texaco Petroleum社(米国)が、上記契約を巡るエクアドル裁判所の「裁判拒否」を指摘、約7700万ドル+利息。



# 投資協定仲裁の実際(4)

## —ICSID仲裁手続の特徴・費用/時間/回収可能性

---

### ○ ICSID仲裁手続の特徴

- 実体準拠法は各国法ではなく、投資協定・条約・国際法
- 仲裁地概念なし(商事仲裁でなく、条約仲裁のため)
- 仲裁人選任は、基本的には商事仲裁と同じで、投資家選任仲裁人の多くは商事仲裁人出身者
- 守秘性(confidentiality)・非公開性(privacy)の概念が絶対ではない
- 証拠収集・採用の明示の規則はない、IBA証拠規則(2010年改正により、投資協定仲裁も念頭に置く。)の利用について早期合意が望ましい(効果的な文書提出義務、過重な作業の回避)
- 最終的なコスト負担は、商事仲裁が敗訴者負担原則なのに対して、投資協定仲裁は「各自負担」「均等負担」の傾向
- 一般的に、敗訴国家側の履行確率は高い(アルゼンチンを除く。)
- 圧倒的多数は、中南米(米国投資家の積極活用)・アフリカ(欧州投資家の積極活用)
- 東アジア・東南アジア・インドを被申立国とした事件は少ない(仲裁判断公表案件中)
  - Vietnam/0件, China/0件, Mongolia/1件, Malaysia/2件, India/0件, Indonesia/0件, Pakistan/3件, Sri Lanka/2件
- 東中欧、中央アジア・中東を被申立国とした事件は相当ある
  - Jordan, Turkey, Kazakhstan, Czech, Romania, etc
  - Saluka Investments BV v The Czech Republic, UNCITRAL



---

## これからの戦略



# これからの戦略(1)

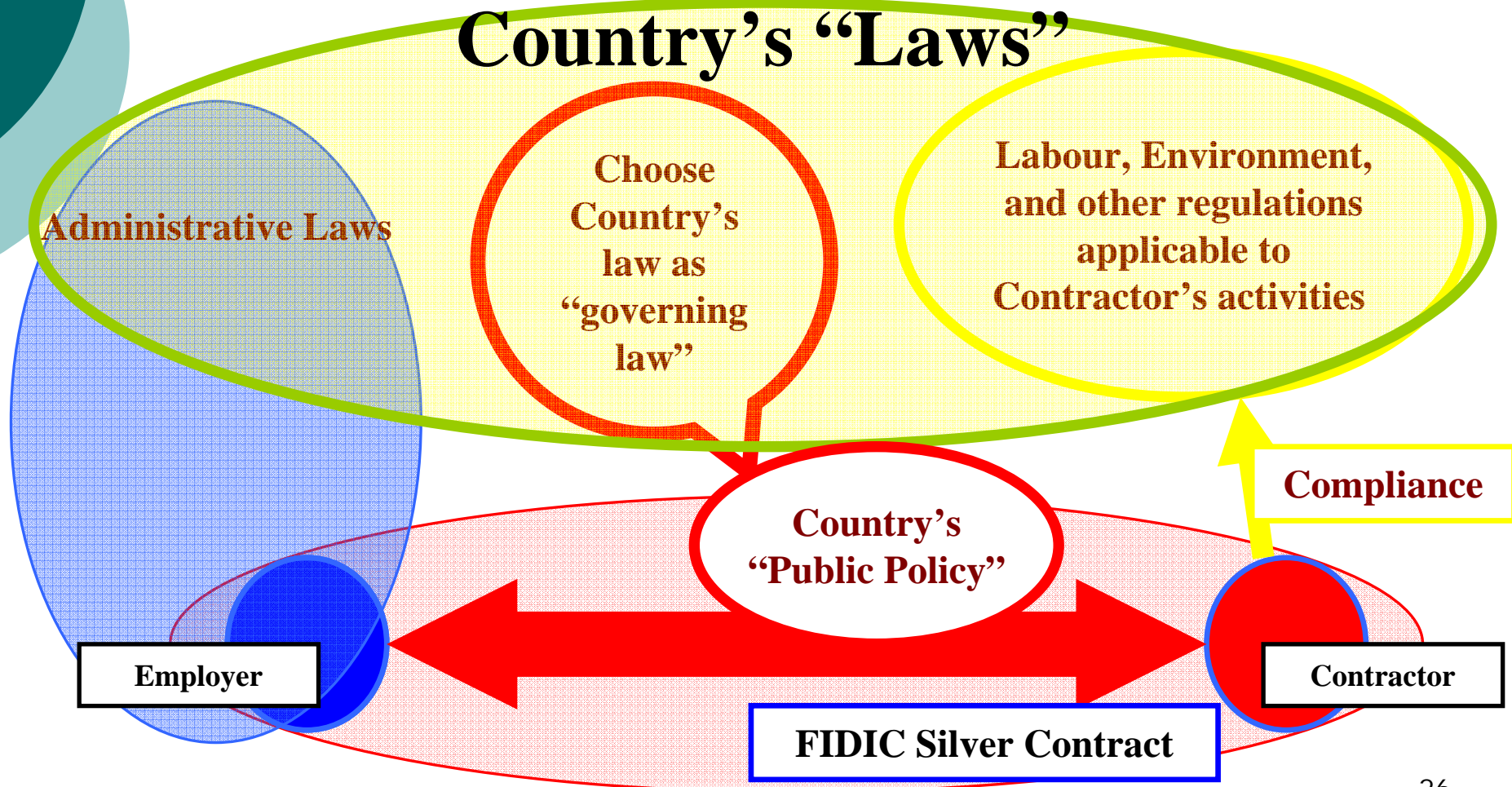
## —各紛争解決手段のpros/consを見分ける

---

- DAB(DB):
  - 日常的問題の迅速解決
  - 費用折半は相手国を巻き込む説得材料
  - 商事仲裁でも同様の判断が出ることを予期させるDAB構成
- 商事仲裁:
  - 勝訴すれば弁護士報酬の相当部分を含むかなりの費用を敗訴者に
  - 現時点で最高の執行力
  - 仮に執行拒否となっても、投資協定・NY条約により投資協定仲裁に持ち込むことも可能
  - 相手国を「仲裁地」にしてはならない。最後の譲歩をするまえに相手国仲裁法を調べよ
- 商事調停:
  - 近時発展分野であり注目が必要
  - ただし、実績乏しく、また、business judgment必要ない公共部門を引き付ける困難さ
- 投資協定(仲裁)
  - 日本EPA/投資協定特有の制度を忘れないように、ただし、十分な法律論武装を!
  - このまま撤退するなら、投資協定仲裁の利用可能性を検討すべき
  - 交渉に弁護士を! 交渉が終わってからだと結局費用は何倍にもなる
  - 投資協定仲裁は、国際法に基づく仲裁であって、英国法でもなければSingapore法でもない→納得いく説明を受けられる弁護士を

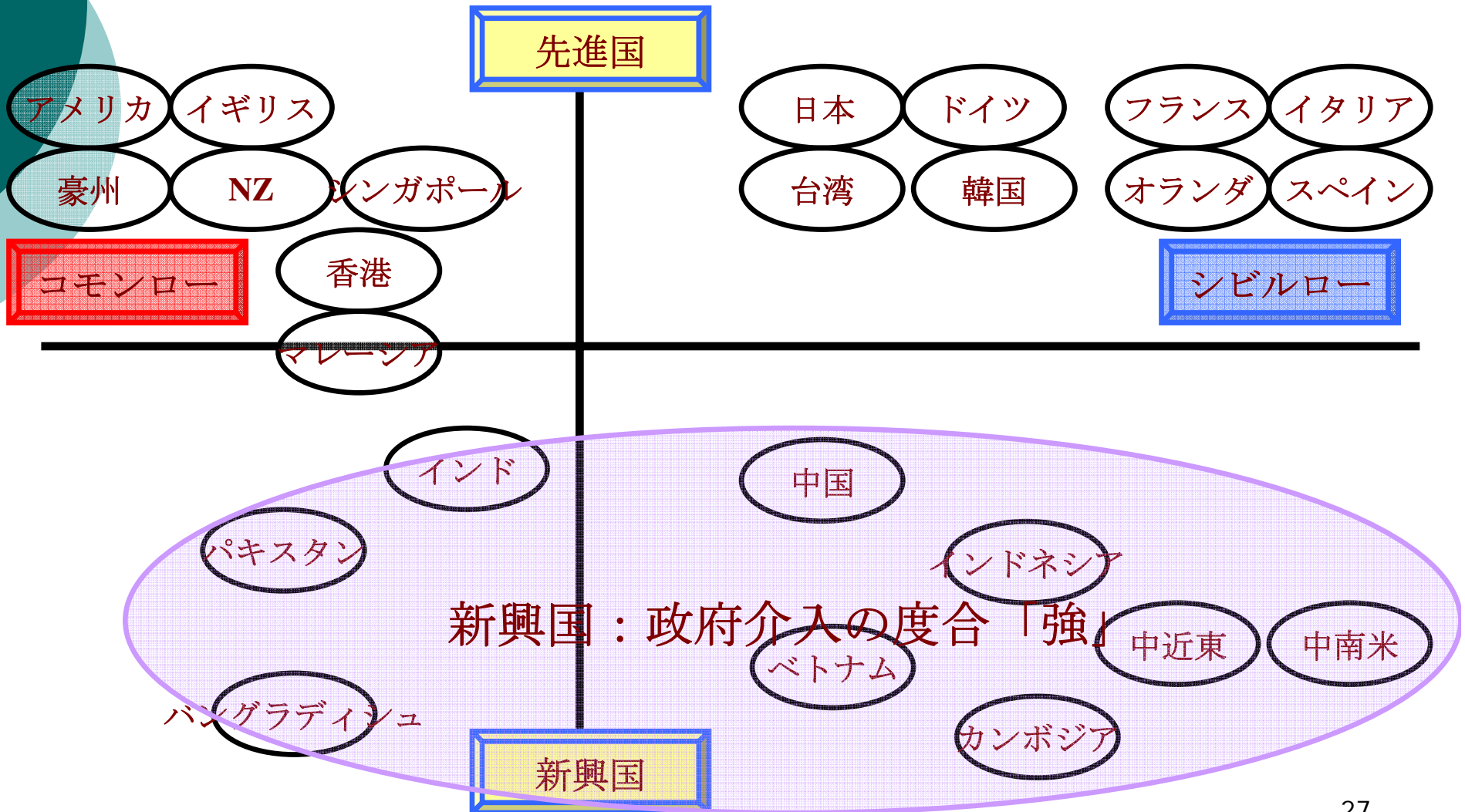
## これからの戦略(2)

一新興国特有の「理屈」に注意！



# これからの戦略(3)

## —シビルロー vs コモンロー vs 新興国





## これからの戦略(4)

### －日本EPA/投資協定の特徴を活かす

---

- 日本EPA/投資協定の特徴
  - 近時の協定の完成度は高い
  - 協定上/協定補足的な官民協議機関の存在
    - APEC官民対話枠組み
    - 日越共同イニシアティブ
    - 日本ウズベキスタン投資環境整備ネットワーク
  - どこまで期待できるか、政府任せではない準備を
  - あくまで協定に基づくもの、協定違反の是正を求めるものとするれば、十分な法律論武装は必須、英米流建設契約の受け売りではダメ
- どのEPA/投資協定違反が問いたただせるのか—case by case
  - 最恵国待遇・内国民待遇
  - 法令・手続等の透明性確保
  - 公正衡平待遇



## 参考資料

---

- 井口「投資財産の外延—企業のニーズと投資仲裁判断例」  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/pdf/FY22BITreport/inv.t.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/FY22BITreport/inv.t.pdf)
- 小寺他(井口執筆)「投資協定仲裁研究会」報告書(平成21年度/平成22年度)
- 投資協定仲裁判断例研究(連載)—JCAジャーナル
- IBA国際仲裁証拠規則  
<http://www.ibanet.org/Document/Default.aspx?DocumentUid=88DF6629-4D72-4F14-9D59-7AB17630E3BC>
- 小寺他「国際投資協定—仲裁による法的保護」
- 最も便利な英語ウェブサイト:<http://italaw.com/>



# ご清聴ありがとうございました

---

## ○ 井口直樹

- 岡山県都窪郡吉備町(現岡山市北区)出身
- 日本弁護士(第二東京弁護士会);米国NY州司法試験合格
- 慶應義塾大学法科大学院講師(プロジェクト関連法;仲裁法)(2009年ー)
- 東京大学(LLM);スタンフォード大学(LLM)
- 北京語言大学(中国語)留学;ICC研修勤務;米国・台湾法律事務所勤務
- 西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)勤務(本社・金沢支社)
- ICC日本仲裁委員会委員(2007年ー)
- IBA(国際法曹協会)Construction Law Committeeメンバー(2007年ー)
- DRBF(Dispute Resolution Board Foundation)メンバー(2010年ー)
- AJCE アジュディケーターList 登載資格試験合格(2010年)
- 経済産業省/投資協定仲裁研究会・委員(2009年/2011年)
- JCAA(日本商事仲裁協会)仲裁人
- 日本語訳監修「FIDIC 建設工事の契条件書 MDB版」
- 講演「新興国における土木建設・プラントプロジェクト契約の法的留意点」
- 講演「主要なシビル・ロー国におけるFIDIC土木建設工事約款利用上の留意点」